

## 第40回岩手県環境審議会 会議録

(開催日時) 平成31年2月8日(金) 13:30~14:40

(開催場所) いわて県民情報交流センター アイーナ 8階804B会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 報 告

- (1) 岩手県環境審議会大気部会審議結果について
- (2) 岩手県環境審議会水質部会審議結果について
- (3) 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画について
- (4) 次期岩手県環境基本計画の策定スケジュール等について

### 4 その他

- (1) 岩手県次期総合計画について
- (2) その他

### 5 閉 会

(出席委員)

青井俊樹委員、東淳樹委員、生田弘子委員、伊藤歩委員、大澤長嘉委員、  
大塚尚寛委員、小野澤章子委員、笹尾俊明委員、篠原亜希委員、渋谷晃太郎委員、  
主濱了委員(村井 淳氏 代理出席)、鈴木まほろ委員、鷹嘴紅子委員、滝川佐波子委員、  
丹野高三委員、中村正委員、林俊春委員、水木高志委員、山崎朗子委員、  
瀧川利美特別委員(石森武博氏 代理出席)、西尾崇特別委員(宮川浩幸氏 代理出席)、  
真鍋郁夫特別委員(長尾親子氏 代理出席)

(欠席委員)

石川奈緒委員、伊藤英之委員、内澤稲子委員、小野寺真澄委員、梶田佐知子委員、  
菅野範正委員、後藤均委員、細井洋行委員、松坂育子委員、

## 1. 開 会

○高橋環境生活部副部長兼環境生活企画室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第40回岩手県環境審議会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております環境生活部副部長兼環境生活企画室長の高橋でございます。暫時、司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、委員31人のうち22人の御出席をいただいておりますこと、半数を超えておりますことから、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、当審議会の会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することとしておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

## 2. あ い さ つ

○高橋環境生活部副部長兼環境生活企画室長 それでは、開会に当たり大友環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

○大友環境生活部長 環境生活部長の大友でございます。第40回岩手県環境審議会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、また今シーズン一番の厳しい寒さの中、足元の悪いところ御出席をいただき、深く感謝を申し上げます。また、日頃より本県の環境行政の推進に御尽力をいただいていることに対しまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は大気部会及び水質部会から次年度測定計画等について御審議いただきました結果について御報告をいただく他に、事務局から気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画について、そして次期岩手県環境基本計画の策定スケジュール等について御説明し、御意見等をいただくこととしております。

また、前回の審議会におきまして皆様から御意見をいただきました県の次期総合計画につきましては、正式名称をいわて県民計画（2019～2028）としまして、現在、策定作業を進めておりますけれども、長期ビジョンの最終案及び各アクションプラン案につきまして、2月13日開会の岩手県議会2月定例会におきまして御議論をいただくこととなっておりますの

で、これらの概要につきましても本日御説明をさせていただくこととしております。

それでは、限られた時間ではございますけれども、委員の皆様方には忌憚のない御意見を頂戴したいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

### 3. 報 告

- (1) 岩手県環境審議会大気部会審議結果について
- (2) 岩手県環境審議会水質部会審議結果について
- (3) 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画について
- (4) 次期岩手県環境基本計画の策定スケジュール等について

○高橋環境生活部副部長兼環境生活企画室長 それでは、次第の3、報告に入りたいと思いますが、以降の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、進行は大塚会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大塚尚寛会長 大塚でございます。本日は、日中になってどんどん気温が下がってきて、大変寒い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

多分これが平成で最後の環境審議会になるかと思っております。この30年間を振り返りますと、やはり岩手県といいますか、地元で一番大きな出来事というのは東日本大震災というものがございました。

環境のほうでいいますと、いろいろありましたけれども、例えば青森県との県境の不法投棄というのもこの平成の30年の中で起きております。そして、現在進行形である気象変動ということではいいますと、温暖化が目に見える形で県内でも少し見えてきたかなと個人的には考えております。例えば、県南のほうに行きますと、モウソウダケが自生するようになってきております。山林管理等で今後の心配もあるなと思っておりますし、盛岡周辺ではイノシシがいたという情報もありまして、こういったことも北上してきている温暖化の影響かなと思っております。

そして、 Deng 熱は余り日本人にはなじみがないのですが、媒介するヒトスジシマカというものが盛岡、そして県北部まで生息、分布しているということも確認されておまして、いよいよ温暖化も現実の形としてあらわれてきていると感じます。

そのような中で、今日の報告の中にございますけれども、気候変動適応法に基づく具体的な計画についての説明もございますし、そして岩手県の環境施策の基本になります、岩手県環境基本計画の策定についてのスケジュール等の説明もあるということです、皆様からいろいろ忌憚のない御意見をいただければと思います。

それでは、着席して進行させていただきます。

お手元に次第がございますけれども、本日は審議事項はございませんので、3の報告から入ります。審議会条例第8条第3項の規定によりまして、部会の議決をもって審議会の議決とすることとされている事項がございます。本日は、その審議結果について2件の報告がございます。

まず、1番目は「岩手県環境審議会大気部会審議結果について」、大気部会の丹野部会長から報告をお願いいたします。

○丹野高三大気部会長 よろしくをお願いいたします。大気部会から報告事項がございます。お手元の資料1を御覧ください。平成31年1月16日に開催いたしました大気部会におきまして、1、審議事項に記載しております3点について審議を行いましたので、結果を御報告いたします。

1点目の平成31年度大気汚染調査測定計画については、大気汚染防止法に基づく平成31年度の調査測定結果についてであります。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

2点目の平成31年度ダイオキシン類調査測定計画については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく平成31年度の調査測定計画についてであります。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

3点目の騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の変更については、矢巾町、大槌町及び山田町で都市計画法に規定する用途地域の変更に伴い、これに準拠して規制地域の変更を行うものについてであります。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

大気部会からの報告は以上です。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。ただいま1月16日に開催されました大気部会審議結果について御報告をいただきました。内容につきまして御質問等ございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 それでは、報告を了承いたします。

次は、2番目の「岩手県環境審議会水質部会審議結果について」、水質部会長の伊藤歩会長から報告をお願いいたします。

○伊藤歩水質部会長 水質部会から報告いたします。

お手元の資料No. 2を御覧ください。平成31年1月28日に開催いたしました水質部会におきまして、1、審議事項に記載しております4点について審議を行いましたので、結果を御報告いたします。

まず、1点目の県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則は、土壌に係る環境基準に項目が追加されたことに伴い、当該基準を準用している条例施行規則の別表を改正するものであります。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

次に、2点目及び3点目ですが、それぞれ水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水質の平成31年度の測定計画についてであります。こちらの審議の結果、いずれも事務局案のとおり議決いたしました。

次に、4点目の平成31年度ダイオキシン類調査測定計画については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく平成31年度の調査測定計画についてであります。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

水質部会からの報告は以上です。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。1月28日に開催されました水質部会の審議結果、4件について報告を受けましたけれども、内容につきまして御質問等ございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 それでは、報告を了承いたします。

次に、(3)の「気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画」について、事務局から説明をお願いいたします。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 環境生活部環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長の高橋でございます。座って説明させていただきます。

気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画について、資料No. 3—1により御説明さ

させていただきます。1、気候変動適応法の制定についてですが、国では気候変動適応の法的  
位置づけを明確化するため、平成30年6月に気候変動適応法を制定、12月1日に施行しまし  
たが、同法第12条の規定により都道府県及び市町村は区域の状況に応じた施策の推進を図る  
ため、地域気候変動適応計画を策定するよう努めるとされたところです。

次に、2、地域気候変動適応計画策定に当たっての国の考え方についてですが、法の施行  
通知で留意点が示されておりまして、①、地域気候変動適応計画は必ずしも独立の形式であ  
る必要はなく、温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画等の既存の計画に適応を位  
置づけることで計画を策定することができること、②、③ですが、策定する計画が法に基づ  
く地域気候変動適応計画であることを明らかにするため、計画自体にその旨を明記すること  
やホームページ等で周知するなど、地方公共団体の内部規定等に応じてしかるべく対応する  
こと。既存の計画を地域気候変動適応計画として位置づける場合も同様に対応するこ  
と、④、計画策定に関する事項や方法については、国が示した地域気候変動適応計画策定マ  
ニュアルを参照されたいことなどが示されています。

次に、3、県における適応策の取組状況についてですが、県では平成27年11月の国の気候  
変動の影響への適応計画の策定を踏まえまして、本県においても気候変動影響への適応の取  
組は必要であるとの考えのもと、温暖化対策推進法に基づく岩手県地球温暖化対策実行計画  
の中間見直し時に本審議会で御議論いただきまして、新たに「第6章 地球温暖化への適応  
策」を追加し、本県の気象状況の変化と予測される影響などの整理を行いました。

一方で、気候変動の影響に不確実性が多く、将来予測が困難な状況であるため、具体的な  
適応策につきましては、平成29年度から毎年度、岩手県気候変動適応策取組方針として取り  
まとめ、対策を進めてきたところです。

なお、お手元にお配りさせていただいておりますが、今般の平成31（2019）年度取組方針  
（案）の策定に当たりましては、法に基づく地域気候変動適応計画として位置づけることを  
想定しまして、国のマニュアルを参照し、気象状況等の内容や優先的に取り組むべき分野の  
整理などを行い、取りまとめたところでございます。

裏面に参りまして、4、法に基づく計画としての位置づけについてですが、岩手県地球温  
暖化対策実行計画第6章と岩手県気候変動適応策取組方針は、国のマニュアルで例示してい  
る事項と遜色がないこと、また法の施行を機に、本県としての気候変動適応の考え方や方向  
性を県民に提示することが望ましいことなどから、この2つを合わせまして法に基づく地域  
気候変動適応計画として位置づけることとするものでございます。

なお、現行の岩手県地球温暖化対策実行計画の計画期間は2020年度までですので、中長期的な地域気候変動適応計画につきましては、次期実行計画の策定に合わせて策定することとさせていただきたいと考えているところでございます。

次のページの別紙、地域気候変動適応計画策定マニュアルで例示されている項目・内容との比較ですが、左欄に国のマニュアルにおける例示項目等、右欄に県の実行計画、取組方針の記載内容等を対比させる形で整理しておりまして、主な項目について説明いたします。

2のこれまでの気候変化の状況、3、将来の気候変化の予測の項目についてですが、実行計画の記載をさらに厚くしまして、右欄になりますが、取組方針では気温、降水量等、さまざまな気候変化について項目を分けて記載したところです。

5の適応の基本的考え方の項目につきましては、取組方針では新たに本県で当面对策を進めるべき分野、項目の選定方法と選定結果を記載したところです。

6の適応策の項目につきましては、先ほども申し上げましたとおり、取組方針で記載することとし、平成31年度につきましては7分野、22項目における施策、事業を記載しております。こうしたことから、実行計画第6章と取組方針をあわせまして、国のマニュアルで例示している事項を満たす記載となっているものでございます。

次に、平成31年度岩手県気候変動適応策取組方針（案）の概要につきまして、資料No. 3-1-2、A3判で御説明をいたします。なお、朱書き部分につきましては、平成30年度取組方針からの変更箇所ということで記載させていただいております。

まず、左側の策定の趣旨の欄ですが、1、世界の動きに続きまして、2、国の動きとして、平成30年6月の気候変動適応法の制定、同年11月の気候変動適応計画の策定について記載しております。

3、策定の趣旨及び位置づけでは、先ほど御説明しましたとおり、本県の取組状況と、それから実行計画第6章と取組方針をあわせて、地域気候変動適応計画として位置づけることとしたことを記載しております。

その下の気候変動と将来予測の欄です。1、気候の現状、2、将来予測につきましては、本県の夏日日数、年降水量の状況や、厳しい温暖化対策をとらなかった場合のシナリオ、RCP8.5シナリオというシナリオ名になりますが、これによりますと本県の年平均気温は今世紀末までに4℃程度上昇することなどについて記載しているところでございます。

次に、具体的な内容につきまして、真ん中の基本的な考え方の欄でございます。国の計画と同様に7つの分野に取組を分けまして、そのうち22項目について項目毎の影響や各部

局、関係部局の施策を整理した上で、本県の適応策として取り組んでいこうとするものでございます。

また、分野毎の主な影響と主な適応施策についてですが、例えば、一番上の農林水産業の分野でございますが、気温上昇による米の品質低下や豪雨等による土石流等の発生、水産業ではサケの分布域の北上等が懸念されておりまして、その適応施策として、右欄になりますが、環境の変化に対応した新たな水稲品種の育成や治山施設の整備、秋サケ増殖に関する研究などに取り組むこととしております。

上から4つ目の自然災害・沿岸域の分野につきましては、大雨等による洪水等の発生リスクの増加や海面上昇による高潮、高波のリスクの増加が懸念されておりまして、その適応施策として河川改修等の実施、海岸保全施設の整備、土砂災害対策の推進の他に、防災教育の推進などに取り組むこととしております。

そして、健康分野でございますが、熱中症発生者数の増加や気温上昇等に伴う蚊の分布域の変化で感染症のリスクが高まること懸念されておりまして、その適応施策として学校施設への冷房設備の設置や、デング熱等の感染症を媒介するヒトスジシマカの生息域調査などに取り組むこととしております。

また、一番下の適応策の推進・進行管理の欄でございます。国立環境研究所等との連携、県や県民などの各主体の役割、取組状況については毎年度把握しまして、県ホームページで公表することなどについて記載しております。

以上で気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に関する説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。昨年制定されました気候変動適応法に対する岩手県としての対応、取組について、2019年度の具体的な適応策取組方針の概要について説明をいただきました。

内容につきまして御質問あるいは御意見等がございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

○渋谷晃太郎委員 ありがとうございます。この方針については特に意見はないのですが、今後加えてほしいなと思うのが2点ありまして、1点はこの中にもありますが、雪が減ってきているということがあって、平地で暮らす私たちには非常にありがたいのですが、観光面でいうと、スキー場の滑走日数が減ってくるとかマイナス面のある可能性が考えられるということと、夏の暑さについても観光地での対応等といったことも考え



なければいけないと思うので、10ページと11ページに対応表があるのですけれども、10ページの産業等の欄に、県ではエネルギー需給のことが書いてありますけれども、その後に観光やレジャーの項目があって重大性もあると書いてあるので、その辺りの評価をしていただいて、今後必要があれば加えてほしいというのが1点。

もう一つは、国のほうにはないと思うのですけれども、SDGsにおいて海洋の酸性化というのがあって、今後、海洋酸性化の影響を最小限化し対処するというターゲットがありまして、すぐにどうこうということではないのですけれども、岩手県は水産県でありますし、海洋の水質はずっと測定されていますのでフォローはできていると思いますけれども、そういう観点からチェックをしていただければありがたいというのが1点でございます。特に今回加えろということではなくて、かなり先に影響が出てくる話ですから、こういうのも考慮に入れていただきたいということです。

○大塚尚寛会長 ただいま委員から2点、意見、要望がございました。お答えあればお願いします。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 ありがとうございます。雪が減ってきていること、夏の暑さへの観光地での対応など、観光業についての取組も必要ではないかというようなこと、それから海洋の酸性化につきましても御発言いただいたところでございます。

平成31年度版の適応策取組方針を、本日お示ししておりますが、2020年度版にその辺りも加えまして、あるいは2021年度から始まります次期地球温暖化対策実行計画に合わせて策定する中長期的な地域気候変動適応計画の中で、どういった分野、対策として入れていくことが必要となるか、その辺の検討あるいはぶら下げる施策などにつきましてもいろいろ検討させていただきまして、位置づけてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○大塚尚寛会長 よろしいでしょうか。他に御発言ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○鈴木まほろ委員 資料No. 3-3についての御紹介はありませんでしたが、こちらについて質問してもよろしいでしょうか。それで、これを初めて拝見したのですけれども、ちょこちょここと気になるところがございまして、この場しか意見を述べる場所はないものでしょうか。

○大塚尚寛会長 まずは、基本的にはそのところはいかがでしょうか。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 はい、わかりました。この資料No. 3

—3でお示ししております取組方針（案）につきましては、まだ策定前ということでございまして、本日の審議会の場、あるいはこの場でお話しただけでない部分につきましても御意見等をいただきつつ、それが反映できるかどうかとも内部で検討させていただきまして、反映できるものにつきまして反映するかどうかというようなところで対応させていただきたいと思っております。

○鈴木まほろ委員 わかりました。そうしましたら、ここで申し上げるのは1つだけ。3—3の19ページで自然生態系にかかわる記述がございますけれども、気になるところでは、まず1つは高山帯・亜高山帯の植生の衰退や分布の変化が報告されていますという記述がございます、全国的にはとありますが、既に本県でもそのような報告がございますので、東北大のグループがそういう研究結果を出しておりますので、そういうところは反映されるのかなということ1つ。

それから、もう一つ、その下の具体的な適応施策のところ、自然公園等における保全対策と書いてあって、保全対策を書かれてございますが、ここに書かれているのは気候変動対策と全く関係がないように思えるので、これがこのままになっているというのは非常に気になるなというのが1つです。あとは、細かいところは後日ということで。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 ありがとうございます。影響欄のところ、現状につきましても将来につきましても、実はこの記載ぶりが私たちも非常に難しいなというふうに考えているところでございまして、お示ししております取組方針案につきましては、なかなか環境部局だけで全体を網羅するものではなく、全庁、各部局にまたがる内容でもございまして、関係部局にも内容を精査いただきつつの本日お示しさせていただいている内容ということでございます。

現状で、全国的な状況のみを記載させていただいておりますが、他の箇所でも本県にもこういう状況があらわれているというような情報等がございましたらいただければというふうに考えておりますし、具体的な適応施策につきましても、不適切ではないか、違うニュアンスなのではないか、といった御意見などもいただければと考えております。よろしく願いいたします。

○大塚尚寛会長 そうしますと、この場でいただいた意見、そしてこの後も、3月にということになっていきますので、それまでに意見があれば検討していただけるということでしょうか。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 はい。

○大塚尚寛会長 他にございますか。

私のほうから1点確認ですが、この方針は岩手県民に対してはどのような形で配布されるのでしょうか。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 先ほど資料No. 3—1で、国の考え方を少し御説明させていただきましたが、国の施行通知上は、計画の本文に地域気候変動適応計画であるということを記載することや、ホームページで周知することなどをうたっておりますけれども、県でも年に1回、2回、気候変動に関するセミナー等を開催しております。来年度も同様のセミナー等を開催予定ですので、そのようなシンポジウム、セミナー等の機会を捉えて、あるいはさまざまな団体の研修の場などにお呼びいただければ、出向いて御説明などもさせていただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○大塚尚寛会長 わかりました。

あと1点ですけれども、先ほど御説明の中にもありましたけれども、これは環境生活部だけの事案でなくて、全庁横断的などということで対応の部局等が入っていますし、事業費というのにも具体的に金額が書いています。これも県民の方が見られる情報として出るわけですか。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 これから議会での審議が始まるというところがございますけれども、平成31年度の要求ベースの事業費を記載させていただいており、実績につきましても31年度が終わりましたら、事業費や事業内容もホームページでお知らせしていくこととしてございます。

○大塚尚寛会長 わかりました。

他に委員の皆様から御発言ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 それでは、この場の報告を受けましての意見等はこれくらいにしまして、先ほど申しましたように、またあれば県のほうに、事務局のほうにいただければと思います。

それでは、次の(4)の「次期岩手県環境基本計画の策定スケジュール等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○高橋環境生活企画室企画課長 環境生活企画室企画課長の高橋でございます。それで

は、次期岩手県環境基本計画の策定スケジュール等につきまして、資料No. 4に基づきまして御報告をさせていただきます。座って報告させていただきます。

資料No. 4の左から1番でございますが、現行計画の基本的な考え方ということでまとめております。ゴシックの箇所を中心に説明をさせていただきます。岩手県環境基本計画は、条例の理念でございます恵み豊かな環境と共生する地域社会の構築を目指しまして、地球温暖化問題、廃棄物問題や多様な自然環境の保全などの課題の解決に向けまして、総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を明らかにしたものでございます。

次の段落のところでは、県民、各種団体、事業者等に理解、協力を求めること、さらには市町村等の施策の推進の指針というふうな位置づけになるものでございまして、平成23年から10カ年計画ということで、現在この計画に基づく施策を推進しているところでございます。

次の箱囲みの中に計画の基本目標ということで、「みんなの力で次代へ引き継ぐいわての『ゆたかさ』」を掲げまして、施策の体系としては大きく7つの柱立てを設けまして対策をしているところでございます。

なお、現行計画につきましては、前々回の審議会において、計画本文を皆様にお配りさせていただきました他、本日は参考資料の1として、今の計画のあらましを配らせていただいております。

続きまして2でございますが、現行の計画の主な指標と達成の状況ということで簡単にまとめております。平成29年度の状況は、延べ87の数値目標について、達成状況「おおむね順調」が約93%、「順調」の51と「おおむね順調」の30を足したものでございます。また、遅れが6件ほどあるという状況です。

達成度の高い分野としましては、Ⅳの安全で安心できる環境の確保というところになります。また、逆に低い分野としましては、Ⅰの低炭素社会の構築の部分になります。

今後もこの目標達成に向けまして、県民等と協働、連携のもとに推進していくということでございますが、あくまでも平成29年度の状況ということで、これから評価、検証等をきちっとしていくということになるかと思っております。

続きまして、右に参りまして3の次期計画の策定に当たっての考え方というところでございます。(1)に必要性となっておりますが、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第11条によりまして、知事に策定が義務づけられた計画となっております。計画の期間といたしましては、2021年度を初めとしまして10カ年計画としようとするものでございます。

計画策定に当たっての考え方でございますけれども、現行計画の指標の進捗状況、成果を

検証するとともに、さまざまな社会情勢変化などを総合的に勘案しまして計画に盛り込むことを検討する、さらに、パブリックコメント等幅広く県民の意見を聴取するとともに、当環境審議会に新たに部会を設けて検討していくという考え方でございます。

次の4でございますが、手続ということで、この次期計画につきましては計画分野が多岐にわたるため、2019年度から改定に着手いたしまして、2年間をかけて検討したいと考えてございます。

また、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第11条によりまして、岩手県環境審議会の意見聴取が義務づけられているということで、環境審議会への諮問、答申という形で意見を聴取させていただきたいと思っております。

さらに、この計画につきましては、県議会の承認を得る必要があるということになっております。

5の次期計画策定の体制（案）について、次の審議会ですら正式に決まるものだと思っておりますが、現在案といたしまして、（1）でございますが、部会ということで環境基本計画策定特別部会（仮称）でございますが、委員10名以内というような部会を設置いたしまして調査検討をいただくということ、それから（2）でございますが、環境生活部全体でこの計画の策定に当たるところでございますが、その他に庁内他部局とも連携いたしまして策定の体制を構築したいというところでございます。

6の策定のスケジュール（案）のところでございますが、おおむねこのような約2年間にわたるスケジュールということを見込んでございまして、審議会のところを見たいのですが、本日、2月のところでスケジュール等を説明という付記になっておりますけれども、その後、今年の6月に諮問させていただいて、計5回で2020年の10月に答申をいただきたいというスケジュール感でございます。その間、部会におきましては、6月に第1回ということで協議を始めていただきまして、全部で7回の部会でもって、2020年の9月をめどに最終答申案を御検討していただくというスケジュール感でございます。

この間、議会への説明でございますが、2020年の6月に報告、さらに2020年の12月で議決をいただくというスケジュールでございます。2020年の6月にはパブリックコメントも行うというふうなスケジュール（案）とさせていただいておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。2年後の2021年度からスタートします次期の環境基本計画は、こういった方向性でいくのかとか、具体的な手続、体制案、そしてスケジュー

ール案について説明いただきました。これらにつきまして御質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 なければ、次回6月の予定だと思いますが、環境審議会への諮問等を行うほか、手続等もありますので、よろしく願いいたします。

#### 4. そ の 他

- (1) 岩手県次期総合計画について
- (2) その他

○大塚尚寛会長 それでは、報告4件が終わりまして、次に「その他」に移ります。

「その他」の1番目の「岩手県次期総合計画について」事務局から説明をお願いいたします。

○加藤政策地域部政策推進室特命課長 政策推進室の加藤と申します。本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

次期総合計画につきましては、10月の当審議会におきまして長期ビジョンの中間案とアクションプランの素案の概要説明をさせていただきましたが、本日はその後の計画の主な変更点を中心に説明させていただきます。

まず、経過についてでございますが、長期ビジョンにつきましては11月に岩手県総合計画審議会から答申をいただきまして、それを踏まえた計画案を岩手県議会12月定例会においてお示しし、御議論いただいたところでございます。

その後、議会の意見などを踏まえた見直しを行いまして、来週2月13日から開会します2月定例の県議会に提出する最終案として取りまとめたものが本日配付しております長期ビジョンでございます。また、アクションプランにつきましては、11月に中間案を公表し、その後パブリックコメントなどを経まして、今回案として取りまとめたものでございます。

それでは、恐れ入ります、資料により主な変更点を中心に御説明いたします。まず、資料No. 5—1、いわて県民計画(2019～2028)の概要でございます。こちら表にございますが、計画の名称についてであります。現在の「いわて県民計画」に引き続き、県民みんなで10年

後に向けて取り組んでいくといった位置づけの計画となることなどを踏まえまして、「いわて県民計画（2019～2028）」としているものでございます。

次に、中段でございますが、4つのアクションプランがございますが、こちらにつきましては全て仮称を取りまして、記載のとおり名称とすることとしております。

3ページ以降が計画の章立て毎に概要をまとめたものでございますが、主な変更内容につきましては、資料No. 5—2のいわて県民計画—長期ビジョン—（最終案）により御説明したいと思います。

まず、6ページでございます。第2章、岩手は今に関する部分の見直しでございます。中ほど、議会等における議論などを踏まえまして、グローバル化の進展に伴う格差の拡大に関する記述を追記したところでございます。

また、7ページでございますが、(3)、地球環境問題への対応のところでございます。こちら、食料問題に関する記述の追加を行っております。

次に、10ページの中段でございますが、岩手の変化と展望のところ、産業政策全般の方向性を明らかにすべきという議会の意見などを踏まえまして、産業全体の底上げを図る総合的な産業政策の重要性、また需要の高い製品を県内で生産して、これを雇用などに結びつけ、その所得を県内で循環させていく、いわゆる地域内経済循環の必要性に関する記述を追加し、以降第5章においても関連の記述を追加しております。

11ページ下段から本県の強み、弱みに関する記述となりますが、医師の配置あるいは女性医師に対する支援、さらには医師の地域偏在などの医療提供体制に関する部分について記述を具体化しております。

17ページでございます。「仕事・収入」分野の強み、弱みにつきましても、同様に今般の上海定期便の就航を踏まえまして追記しております。

また、19ページでございますが、「歴史・文化」の分野でございますが、大船渡市の吉浜のスネカ、これがユネスコの無形文化遺産に登録されたこと、これらを強み・チャンスへ追記しているところでございます。

23ページ、第3章、基本目標でございます。こちらにつきましては、続く第4章以降に関連したものの修正を行っておりまして、第4章のところ御説明申し上げたいと思います。

25ページでございます。復興推進の基本方向でございますが、27ページ、復興推進の基本的な考え方と取組方向の部分でございます。こちら第1章の理念にも掲げております、SDGsの「誰一人として取り残さない」との考え方につきまして、復興推進の基本方向にも盛

り込むこととしたところでございます。

少し飛びまして、36ページでございます。政策推進の基本方向、10の政策分野の取組方向でございますが、こちらは復興委員会から長期ビジョンに幸福に関連する主要な指標を盛り込むべきとの意見がございまして、これを踏まえ、長期ビジョンに健康寿命をはじめとする主要な指標を盛り込むこととしております。

こちらにつきましては、71ページに10の政策分野毎に主要な指標の一覧としてまとめているものでございます。

次に、横に移りまして72ページでございますが、第6章、新しい時代を切り拓くプロジェクトでございます。11のプロジェクトにつきまして、名称の変更、順番の変更等を行うとともに、それぞれのプロジェクトの内容を具体化しております。

以降、105ページから第7章、地域振興の展開方向、125ページから第8章、行政経営の基本姿勢となっておりますが、それぞれ表現の精査、時点の修正などの見直しを行っているものでございます。以上が長期ビジョンの最終案でございます。

続きまして、資料No. 5—3、第1期アクションプラン—政策推進プラン—(案)により、主な変更点を中心に御説明申し上げます。

3ページでございますが、前回の当審議会で御指摘がございましたプランに掲げる各政策項目のページ上段に記載しております政策分野の表題と、政策項目の取組内容が一致せず不自然といった御指摘、これを踏まえまして、これを補うために長期ビジョンにおける各政策分野の説明文を付記しまして、10の政策分野の基本的な考え方としてまとめたところでございます。

おめくりいただきまして、5ページでございます。健康・余暇の分野でございますが、素案段階では項目名のみお示しておりました指標につきまして、いわて幸福関連指標とし、それぞれ目標値を設定したところでございます。

なお、表の下段でございますが、参考資料として2つの指標を記載しております。例えば5年毎に公表され、毎年把握することができないもの、あるいは個人の自由にかかわるもので、目標値を設定するのが難しいものなどについては参考指標として盛り込むこととしております。

次に、9ページでございます。各政策項目につきまして、県が取り組む具体的な推進方策に関する工程表として、数値目標を含めて追加したものでございます。以下、全ての政策分野及び政策項目につきまして、同様に工程表と目標を含めた工程表の追加を行っているところ



ろでございます。

なお、政策推進プランにつきましては、当審議会を初め、各部局の審議会あるいはパブリックコメント、12月議会におきまして、県が取り組む具体的推進方策あるいは目標値、工程表に関するさまざまな御意見をいただいておりますが、今後さらに2月の議会の意見などを踏まえながら精査を進めていくこととしているものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。これまでも2回ほど見ていただいておりますけれども、いわて県民計画、2月13日からの県議会に提出される最終案ということで内容を説明いただきましたけれども、内容などにつきまして御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○丹野高三委員 環境に関係のないところでもよろしいですか。

○大塚尚寛会長 はい。

○丹野高三委員 いわて県民計画の第1期アクションプランのところですが、健康・余暇の5ページ目のところの①の健康寿命〔平均自立期間〕と書いてあるものと、参考指標の健康寿命〔日常生活の制限のない期間〕というものが、今の説明だと参考指標というのは5年に1度くらいで毎年資料がない、統計のとれないものということなのではございますけれども、この整合性というのは何かあるのでしょうか。

○加藤政策地域部政策推進室特命課長 ありがとうございます。健康寿命につきましては、実は複数のとり方がございまして、上に掲げております、いわて幸福関連指標に掲げております健康寿命につきましては、県庁の保健福祉部で毎年数値をとっているものでございます。平均自立期間を保健福祉部で毎年調査しているものでございます。これに対しまして、下段、参考指標として掲載しております健康寿命につきましては、これは厚生労働省の3年に1度の調査をもとに記載しているものでございまして、毎年とれないというところで参考として設定しているものでございます。

なお、健康寿命と言ったときにこちらの参考指標のほうが一般的に広く世の中には使われている、知られていると思っておりますが、毎年とれるものということで、いわて幸福関連指標につきましては保健福祉部で調べている数値のほうを載せているものでございます。

○丹野高三委員 同じ言葉なのでわかりづらいような気がするのですが。それと、この平均自立期間は、かなり平均寿命に近いのではないかと思います。ここの議題とは全

く関係ないのですけれども、違う指標であるのであれば、計算方法などを明記されたほうがよろしいのではないかというふうに思いますので、御検討いただければ。ここの審議会とは関係ない話で申しわけございません。

○加藤政策地域部政策推進室特命課長 ありがとうございます。こちらについて、さらに精査を進めてまいりますし、普及版等も作成する予定としておりますので、その際にわかりやすい形で提示したいと思います。

○大塚尚寛会長 環境審議会という立ち位置からすると、自然環境というところが皆様から御意見いただくところかと思いますが、関連してとか、何かありましたら発言していただいて結構ですので、委員の皆さん、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 それでは、進行の関係もございまして、岩手県の次期総合計画については4月からスタートということで、最終的には今県議会に諮るということでございました。

それでは、(2)の「その他」ですけれども、事務局のほうから特に何かございましてでしょうか。

○高橋環境生活部副部長兼環境生活企画室長 事務局からは特にございません。

○大塚尚寛会長 それでは、委員の皆様から特に何か発言等ございましてでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 それでは、本日の報告、その他終わりましたので、進行のほうを事務局のほうにお返しいたします。

## 5. 閉 会

○高橋環境生活部副部長兼環境生活企画室長 大塚会長、大変ありがとうございました。

皆様から頂戴しました意見については、我々今後の計画に参考にさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。

なお、次回の環境審議会につきましては、6月ごろに開催を予定しております。内容は、先ほど御説明申し上げましたが、2020年度に策定を予定しております次期岩手県環境基本計画の基本的方向等について御説明の上、皆様方から御意見を伺う予定としております。お忙しいところ恐縮ではございますが、御出席いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、この後15時30分からこの会場におきまして、温泉部会、青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会を開催いたします。それまでの間、会場整理を行いますので、御出席される委員の皆様におかれましては、15時30分までに当会場にお戻りいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれもちまして終了とさせていただきます。天候も非常に荒れておりますので、交通事故等、お気をつけてお帰りいただきたいと思います。まことにありがとうございました。